

次期健康増進計画の策定方針(案)

令和5年7月28日（金）
ふじのくに健康増進計画推進協議会

1

■県健康増進計画の変遷



○ 健康づくりに関する計画を策定し、時代の変化に応じた 県民の健康づくりを推進

年代	県の健康増進計画等	国の健康づくり指針
S63(1988)～	ふじさん運動	1988 第2次国民健康づくり ～アクティブ80ヘルスプラン～
H12(1999)～H22(2010)	しづおか健康創造21 しづおか健康創造21アクションプラン [※]	2000 第3次国民健康づくり ～健康日本21～
H23(2011)～H25(2013)	ふじのくに健康増進計画	2013 第4次国民健康づくり ～健康日本21（第二次）～
H26(2014)～R5(2023)	第3次ふじのくに健康増進計画 第3次ふじのくに健康増進計画アクションプラン	
R6 (2024)～	次期健康増進計画	2024 第5次国民健康づくり ～健康日本21(第三次)～

※ しづおか健康創造21アクションプランの開始年は、H13(2001)年。

～2035
12年

2

■次期健康増進計画のビジョン・大目標



- これまでの取組や 予想される変化を踏まえてめざす 健康づくりのビジョン・大目標

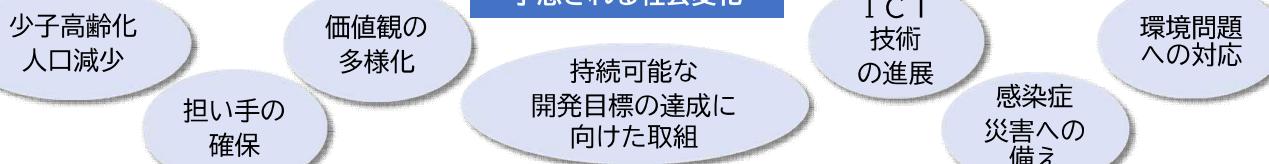
これまでの成果

- ・健康寿命は平均寿命の伸びを上回り着実に延伸
- ・健康データを活用し、健康課題の見える化を実施
- ・健康経営の推進や、健康づくりインセンティブの活用など、市町や保険者・企業など、多様な主体が健康づくりの取組を実施
- ・コロナ禍においても Webを活用した「通いの場」を提供することができた

課題

- ・生活習慣病において改善が認められない項目が多くかった。
- ・健康課題には依然、地域差が存在
- ・多様な主体による連携協力、人材育成、地球温暖化や災害、感染症の拡大への対応、孤独・孤立による健康影響なども健康づくりの上で課題
- ・目標や数値目標の設定が一定の整理が必要

予想される社会変化



ビジョン
(案)
大目標
(案)

すべての県民が 健やかで 心豊かに 生活できる持続可能な社会の実現

健康寿命の延伸

健康格差の縮小

3

■次期健康増進計画の目指すすがた

- これまでの取組や 予想される変化を踏まえて 実現したい健康づくりのすがた

本県が実現を目指す 健康づくり のすがた（案）

【県民】

- 自らの状況に合わせて、健康するために最適な行動をとり、習慣として身につけることができる。
- 単に個人が健康であるというだけでなく、社会とのつながりを持ち、自らの状況に応じた役割を担い活躍することができる。
- 健康するために獲得した習慣を文化として広げ、世代を超えて継承することができる。

【社会環境】

- 健康に関心がない県民であっても、自然に健康になれる行動をとり、継続できる環境が実現する。
- 生まれた地域や 住んでいる地域、所属する集団が異なっていても、健康であるための行動をとること や 習慣を身につけること に制限がされない。

【担い手】

- 健康づくりを支える担い手が、自らの能力を最大限に発揮し、又は 有機的な連携を行うことで効果的かつ効率的に、県民に対する取組や 社会環境づくりを 支援し実現することができる。

4

■次期健康増進計画に向けた着目点



○ 健康データの活用、社会参加、地域別の取組は、本県の強みとなる要素・特色

本県の強み ・ 引き続き 取り組んでいきたい点

■ 健康データを活用した健康課題の把握・分析

健康関連データを活用し 県や地域の健康課題を見る化
県が設置した静岡社会健康医学研究大学院大学等の研究機関との連携により、さらなる健康データの活用を推進



■ 社会参加 や つながり に着目した健康づくりの推進

これまで、健康長寿の3要素として、運動・食生活・社会参加に着目した健康づくりを実施



■ 地域で異なる健康課題への取組

歴史や文化、地理的環境、県民の生活習慣が異なる中で、地域にとって最適な健康づくりを推進



5

■次期計画の柱建て



○ 柱1～3は、国指針の柱建てに合わせ、独自に柱4を追加。

柱1

■個人の行動と健康状態の改善

生活習慣の改善等による生活習慣病（N C D s）の予防に加え
生活機能の維持・向上の観点を踏まえた取組を推進

柱2

■社会環境の質の向上

社会参加・つながり

社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上、自然に健康になれる
環境づくりを推進

国指針に
準じる

柱3

■ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

健康状態は、過去の生活習慣や社会環境等の影響を受けることを踏まえ
胎児期から老齢期に至るまで、人の生涯を経時に捉えた健康づくりを推進

柱4

■実効性を高める取組

健康データの活用

上記の取組の効果、効率を向上させる研究の実施、人材の育成
関係者による連携の場の設置等を推進するほか、地域別の取組を推進

地域別に推進

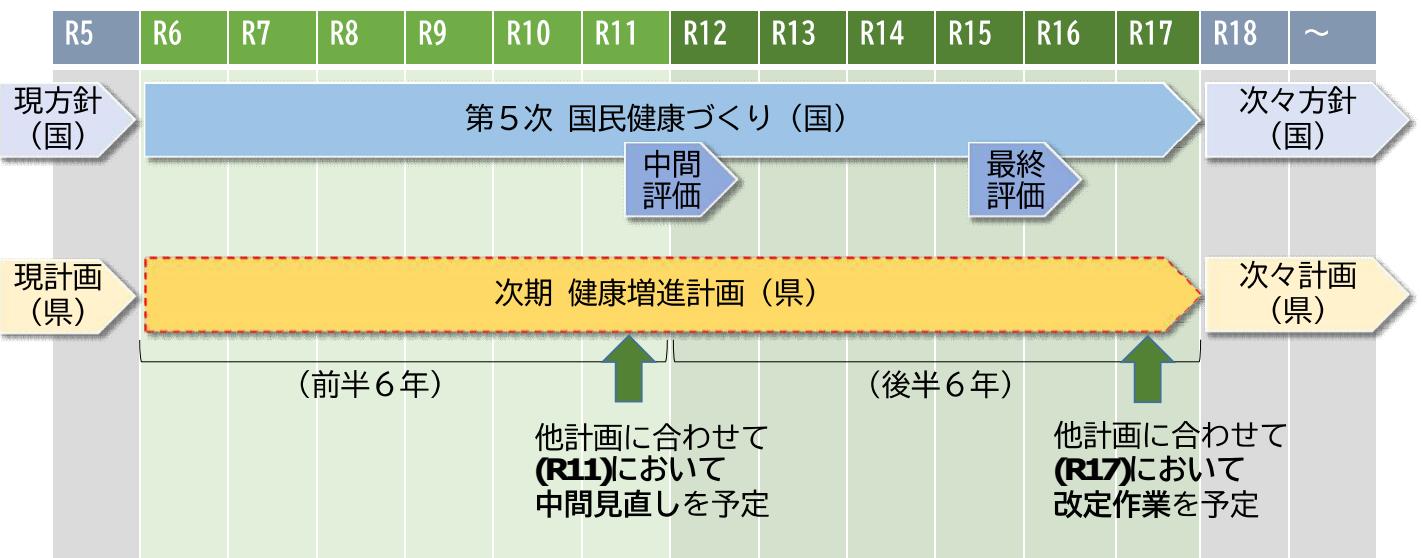
県独自

6

■計画期間と中間見直し



- 国指針に合わせてR17(2035)年までの12年計画を予定。6年目に中間見直しを実施。



- ※ 関連する他分野の計画と整合性を図るため、計画途中であっても一部の取組や数値目標等を見直すことがある。
- ※ 県の他分野の計画と同様に、計画本体とアクションプランを一体的に策定する。

7

■ 御議論いただきたい点



○ 計画の目指すもの

- ・健康づくりのビジョン、大目標
- ・目指す“健康づくり”のすがた

○ 計画の策定概要

- ・12年計画とすること
- ・中間年（6年目）に見直しを行うこと
- ・基本計画とアクションプランを一体的に策定すること

○ 計画骨子

- ・柱建て（柱1～4）

8